

## 第 24 回 喜多方市農業委員会総会議事録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和 4 年 11 月 22 日 (火) 午後 1 時 30 分  
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

### 2 委員定数 19 名

### 3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

### 4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

### 5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

### 6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 52 号 会務報告について

報告第 53 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

## 7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 118 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 119 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 120 号 現況確認証明申請について

議案第 121 号 農用地利用集積計画について

議案第 122 号 荒廃農地の非農地判断について

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

## 9. 会議の概要

### ○会長（あいさつ）

本年度の農作業もほぼ終了したのかなというふうに思います。一部の人は、果樹農家などは、まだ、これからリンゴを収穫しなければならないということで、委員会の中にも該当される方がおりますけども、その様な中大変お忙しいところ、本日第24回の総会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。農業委員会の事業であります、第23回総会後から昨日まで行事が盛りだくさんありました。コロナ禍

の中であったわけですが、皆さんには大変ご苦勞をおかけしました。先日、県下農業委員会大会がありまして、当農業委員会が優良農業委員会として最高賞の県農業会議代表理事会長賞をいただきました。市長へは、昨日の午後4時半から私と職務代理者、それから局長と3名で報告しました。市長さんは喜んでおられました。また、我々農業委員会に期待するところも大であります。それに応えて行かなければならないという職務もありますので、十分その辺りをご理解をいただきたいと思います。今月と来月の地区調整会議の中で説明がありましたが、農業者年金加入推進強化月間という期間に入っています。それぞれ目標に向けて、班体制も組まれておりますので、班長さんになられている方は日々チェックをしながら何とか喜多方市の目標に近づける様、コロナ禍ではありますけども、皆さん精一杯ご努力をお願いしたいと思います。また、コロナウイルス感染者については、先週は2,000人を超えていたわけですが、今週に入りますと1,900人、昨日は930人、今日はお昼に見ましたらまた、3,341人でありました。3,000人を超えるのは2回目ということで、まだまだ予断を許さない状況であり、我々の最適化推進活動をするにもこのコロナウイルスの感染には大変心配でなりませんけども、日々の行動を積み上げていただくことをお願いしたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげまして、ごあいさつに代えさせていただきたいと思います。

本日は大変ご苦勞様でございます。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第24回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、9番 大津康男委員、10番 小林千代松委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第52号 会務報告について」、「報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第52号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第52号及び報告第53号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第52号及び報告第53号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第52号及び報告第53号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第118号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔使用収益権設定1件、所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

使用収益権設定のNo.1については、1番 高橋忠一委員

所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員

No.2については、10番 小林千代松委員

No.3、No.4については、13番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔使用収益権設定のNo. 1、所有権移転のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第3条権利設定の案件No. 1 について、報告いたします。去る11月5日午後1時半頃より、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。設定人は仕事のため欠席で、非設定人の〇〇〇さんからの内容の聞き取り調査を行いました。設定人の〇〇〇さんは、〇〇〇さんの奥さんの実家になります。奥さんの実家から農地を借りるという形で農業を始めるということです。申請地の周りも畑となっております、現在も草刈等が行われておりますので、周辺農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。続いて、農地法第3条所有権移転の案件No. 1 について、報告いたします。去る11月5日午前10時頃より、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと聞き取り調査を行って参りました。現地は、申請地の周辺は〇〇〇さんの畑になっており、作業効率の点からも利便性が良いと考えられます。周辺の畑は、地目上は田になっておりますが、現在は畑として利用しており、周辺に水等で問題になるようなところもございませんので、周辺農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。農地法第3条所有権移転の案件No. 2 の案件について、現地調査の結果を報告いたします。去る11月7日午前9時頃より、譲受人の〇〇〇さんと現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。〇〇〇さんは、〇〇〇さんと親戚関係にありまして現地を見たところ、前から隣合わせで畑を持っていて、草刈り等をやっているということで、周辺の農地には支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo. 3、No. 4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第3条所有権移転の案件No. 3、No. 4については関連性がありますので、一括して報告いたします。この案件は、○○○さんと○○○さんの間での交換という内容になっております。去る11月6日日曜日の午後4時から○○○さんと○○○さんの両者に来ていただいて、聞き取り調査及び現地の確認を行いました。面積については、○○○さん所有が376㎡、○○○さん所有が365㎡と大差はないんですが、地目が畑と田で評価額は違いますが、両者間で合意されておりました。今後についても今まで通り耕作されるということでしたので、周辺の農地に悪影響を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第118号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第118号について、原案のとおり可決すること、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第119号 農地法第5条第1項の規定による許可申

請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、10番 小林千代松委員

No.2については、14番 小林博行委員

No.3については、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。去る11月11日に農地法第5条移転の案件No.1について、現地調査をいたしました。〇〇〇行政書士、誼高次長、木村委員、五十嵐推進委員と私が立ち会いました。申請地の隣接地には農業用水等、排水施設がないため支障を及ぼすことはなく、道路を挟んで北側には農地はありますが、離れているため北側の農地にも支障を及ぼすことはない判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。農地法第5条移転の案件No.2について、報告いたします。11月9日午後3時に現地調査を行いました。立ち会い人は、譲渡人の〇〇〇さんは高齢で〇〇〇市在住のため欠席でありました。譲受人の〇〇〇、委員から平田委員、私、事務局の佐藤主査で現地確認並びに聞き取り調査をいたしました。申請地の地目は畑であります。現況は荒地でありました。譲渡人の〇〇〇さんが年1回程度管理のため、〇〇〇市より来ていましたが、近年は高齢のためままならないということで、売却することになりましたということです。申請地は、〇〇〇の近くで

商店や住宅街の一面にありまして、周辺には農地はありませんし、農業用の用排水路施設もありませんでした。よって、転用するには何ら支障はないものと思われまます。以上です。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。農地法第5条移転の案件No.3について、現地調査の結果を報告いたします。去る11月9日水曜日午後3時20分頃より、譲渡人〇〇〇氏の奥様、同じく譲渡人〇〇〇氏の奥様及び代理人の〇〇〇行政書士事務所より〇〇〇氏立ち会いのもと、事務局から塩川総合支所佐藤主査、委員から小林委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。転用の目的であります、〇〇〇様の資材置場兼駐車場用地であります。申請地の土地利用計画にあたりましては、土砂の流出防止措置として、平坦地であり土地造成工事をするのみであり、土砂の流出の恐れはなく、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない措置としては、申請地を横断するように水路が流れており、その水路に通行のために橋がけを予定しており、排水施設への機能に害を及ぼすことはない、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさない措置としては、建築物の計画はなく日照等に支障を及ぼす恐れはないとのことでした。以上により、農地転用移転に特に問題なしと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第119号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、18番齋藤委員。

○齋藤澄子委員

18番齋藤です。案件No.2の土地利用計画図を確認したいんですが、道路はどこからどこまでが道路の幅になっているのかということと、計画

図と地図を見るとよく分からないので、1912-2は残るということですか。

○事務局

まず、道につきましては図の方には道の表示がないんですけども、当該地の西側1902-3が道になってございます。それから、当該地の網掛けをしてあるところの東側につきましても、これは道路になってございます。1912-2の三角の細いところですが、こちらにつきましては残る土地になります。当該申請地につきましては、1912-1ということでございます。その隣の1911を利用して宅地分譲地としたいという内容でございます。以上でございます。

○議長

齋藤委員よろしいでしょうか。

○齋藤澄子委員

1911というのはもう宅地になっているということですか。

○事務局

そうです。もう少し詳しく説明しますと、下の表を見て頂きたいんですけども、宅地としては247㎡ということでございます。畑は256㎡なんですけど、宅地の方の1911というのが、①と書いてあるところの247㎡、②の一部も含めて1911番の地番でございます。少し形が変形的な形をしておりまして、この既存の宅地の部分とその東隣になる当該申請地1912-1を合わせた2つをもって、それぞれ①の宅地分譲地と②に分けたいという内容です。①は四角い形なんですけど、当該農地と②の一部を合わせたものつまり、宅地の一部を使って、2つ目の分譲地ということになります。

○議長

齋藤委員よろしいでしょうか。

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

その外ございませんか。

○木戸賢治委員

12番木戸です。案件No.2についてお訪ねしたいんですけど、一応確認のための質問ですけども、今程の小林委員からの話しですと〇〇〇さんはかなりご高齢とのことだったんですけども、失礼ですけども青年後見人を付けるほどの問題ではなかったということで理解してよろしいでしょうか。

○事務局

青年後見人を付けるようなことという案件ではないというふうに認識しております。特段、〇〇〇さんがそのような人だということでの申請という情報はございません。あくまでも〇〇〇さんと〇〇〇の合意をもつての申請ということで理解してございます。以上です。

○議長

木戸委員よろしいでしょうか。

○木戸賢治委員

わかりました。

○議長

その外ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第119号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第119号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第120号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、13番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。現況確認証明案件No.1について、報告いたします。去る11月11日の金曜日午前9時50分から申請人の〇〇〇さんと親戚の〇〇〇さん、小林委員と五十嵐推進委員、誼高次長と私で現地確認をしながら聞き取り調査を行いました。現地の方は、大きな蔵の間にありました。問題なのが、その畑に入る道がないため、何年も耕作されずに原野化したと思われまます。昔ならば手作業だったと思われまます。現在においては機械の入れない土地を農地に復活させるのは困難だと思われまますので、原野と判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第120号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第120号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第121号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.12、No.13、No.14を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.12、No.13、No.14を除く案件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第121号のNo.12、No.13、No.14を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

はい、15番菅井委員

○菅井大輔委員

すいません、確認ですが利用権設定の案件No.3 なんですが、利用権を設定する土地の地積の合計が2万3千何がしとなっているんですが、これでよろしいのかどうか。

○事務局

菅井委員大変申し訳ございません、ご指摘の通りでございます。今計算したところ、6,158㎡に訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。金額につきましては、99,759円に訂正をお願いいたします。

○議長

菅井委員よろしいですか。大変すいません訂正をお願いいたします。

○議長

その外ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第121号のNo.12、No.13、No.14を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第121号のNo.12、No.13、No.14を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第121号のNo.12、No.13、No.14の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、11番 平田恭一委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、平田恭一委員の退席を求めます。

※（11番 平田恭一委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.12、No.13、No.14の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第121号のNo.12、No.13、No.14の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第121号のNo.12、No.13、No.14の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第121号のNo.12、No.13、No.14の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

11番 平田恭一委員の着席を求めます。

（ 11番 平田恭一委員着席 ）

○議長

続きまして、「議案第122号 荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第122号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第122号について、原案のとおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第24回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 4 : 3 2